

平成18年度

# 水 質 検 査 計 画



## 水 質 検 査 計 画 について

水道課では、水道水の安全性を保証するために水質検査を行っておりますが、水質検査の適性な実施及び需要者への適切な情報提供のため水質検査計画を定めました。これは、今後の水質検査の内容を計画として定め、またその結果を適切に評価公表しようとするものであり、水道事業の透明性の確保を目的とします。

今後とも、水道課においては水道水がより安全でより良質であるよう、鋭意努力して参りたいと思っております。

鶴 田 町 水 道 課

# 1. 基本方針

## (1) 検査地点

鶴田町大字野木字上糺70番地6

(ただし、毎日検査する項目については浄水場で行います。)

## (2) 検査項目

水道法施行規則の水質基準項目とします。(別表参照)

## (3) 検査頻度

- ① 毎日行う検査と毎月一回(毎月第2水曜日)行う検査の2種類があります。
- ② 毎月一回行う検査では、5月に34項目、8月・11月・2月に25項目、その他の月に9項目を検査します。また、7月・8月はカビ臭原因物質である藻類が発生する可能性のある時期なので、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目を追加します。
- ③ 過去3年のデータが基準値の1/10以下で、且つ周囲の環境から値の上昇がないと思われる項目については、3年に1回の検査でよいことになっています。当町では21項目が該当しますが、今年度は6項目を検査し、残り15項目は今後2年間で検査することとします。

## (4) 計画期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日とします。

# 2. 水質検査方法

月一回の検査は、社団法人青森県薬剤師会衛生検査センターに委託して行います。毎日検査項目については、水道課の職員が実施します。

# 3. 検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、町広報とインターネット上のホームページで公表します。ホームページではより詳しい検査内容も閲覧できるほか、検査結果が確定すれば、8月・11月・3月の3回公表していきます。また、広報でも、5月の34項目検査が終了した後に結果を公表します。

これらの事項について町民の方からご意見があれば定期的に検討を行い、より安全で安心できる水道を目指します。

(ホームページURL <http://www.net.pref.aomori.jp/tsuruta/>)

## 4. 水源の状況並びに浄水の水質状況

### (1) 水源の状況

鶴田町では、浅瀬石川ダムから取水し、津軽広域水道企業団総合浄水場で浄化処理した水を受水しております。浅瀬石川ダムの貯留水は、流入河川の水質が良好なうえ、近年の環境規制もあって、完成以来良い状態に保たれており、水質基準上問題となるような項目はなく現在にいたっています。

### (2) 浄水の水質状況

鶴田町が行う検査の他に津軽広域水道企業団でも浄水の水質検査をしています。

- ①検査地点 水源地、企業団総合浄水場入口、鶴田町受水池前の合計3地点です。
- ②検査方法 企業団で大部分の検査は独自に行いますが、一部は民間検査機関に委託しているものもあります。
- ③検査頻度 毎月上旬、中旬、下旬の月3回及び夏場の水質の状況に応じて、臨時的に実施しております。検査項目は水質基準項目50、水質管理目標設定項目27のうち24項目、自主検査項目19の、合計69項目を実施しています。

## 5. その他の留意事項

- (1) 水質が著しく悪化したとき、工事による汚染等が考えられるときは直ちに臨時検査を行い、安全性が確認されるまで監視します。
- (2) 検査結果に異常が認められた場合には直ちに再検査し、正常値の確認に努めます。